

○財務省告示第八十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの修正対象物品の輸入数量を次のように告示する。

平成三十一年三月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

平成三十年度の初日から平成三十一年二月二十八日までの修正対象物品の輸入数量は、次の表の上欄に掲げる関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）別表第一の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法施行令別表第一の項名	輸 入 数 量
一	一一八、九二四トン
二	一七二、〇九二トン
四	〇トン
五	三四、四五二トン
六	〇トン
八	〇トン

三十三		
三十一		
二十九	二六、〇四七立方メートル	
二十八	四、六九五立方メートル	
二十七	一二五、三五〇立方メートル	
二十六	二九六トン	
二十五	〇トン	
二十四	〇トン	
二十三	〇トン	
二十	〇トン	
十八	〇トン	
十六	〇トン	
十五	〇トン	
十四	〇トン	
十三	一〇、八七九トン	
十	〇トン	

四十二	〇トン
四十一	〇トン
四十	〇トン
三十九	四二三トン
三十八	三五、四四八トン
三十五	一、二〇九立方メートル